

令和5年2月定例会 文教委員会の概要

日時 令和5年3月3日（金） 開会 午前10時 2分  
閉会 午前11時48分

場所 第8委員会室

出席委員 吉良英敏委員長

阿左美健司副委員長

内沼博史委員、新井豪委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、鈴木正人委員、  
江原久美子委員、蒲生徳明委員、山本正乃委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、石井貴司副教育長、

古垣玲教育総務部長、石川薫県立学校部長、石井宏明市町村支援部長、

小谷野幸也教育総務部副部長、案浦久仁子総務課長、中沢政人教育政策課長、

関根章雄財務課長、阿部正浩教職員課長、南雲世匡福利課長、

田中洋安県立学校人事課長、田中邦典高校教育指導課長、

佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、山崎高延ICT教育推進課長、

小西康雄生徒指導課長、松中直司保健体育課長、橋本晋一特別支援教育課長、

阿部仁市町村支援部参事兼小中学校人事課長、渡辺洋平義務教育指導課長、

平野雄三教職員採用課長、高津導生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、

塩崎豊人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第34号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第35号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第54号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）のうち教育局関係	原案可決
第63号	令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第4号	学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現を求める請願	採択
第5号	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等に関する請願	採択

報告事項

不登校児童生徒の多様な教育機会の充実に向けた取組について

### 【付託議案に対する質疑】

#### 内沼委員

- 1 第34号議案について、県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進に対処するためとの説明があったが、どのような事務が増加するのか。
- 2 近年の教育委員会事務局職員の定数はどのように推移しているのか。
- 3 第54号議案について、エネルギー価格の高騰を受けて、各施設における光熱費などの増加に対応するためとのことだが、収入確保に向けた取組や節減の工夫については、どのように実施しているのか。

#### 総務課長

- 1 スクールバスを利用することができない医療的ケア児が、福祉タクシーを利用する場合の支援について、適切に実施するとともに、継続的な支援体制を整備する。例えば、福祉タクシー事業者や看護師等を委員にした連絡協議会を設置するなど、福祉タクシー等の通学手段とタクシーに同乗する看護師等について、来年度から検討を進める。これらの事務の増加から定数1増としている。
- 2 令和元年度は721人、令和2年度も721人、令和3年度が723人、令和4年度が726人、令和5年度は729人である。折々の教育の課題に対処するため、その都度、定数の増員について要求させていただいている。

#### 生涯学習推進課長

- 3 げんきプラザでは、空調の適切な温度設定や、使っていない部屋の消灯の徹底を行うほか、利用者に節電の呼び掛けを行うなどして、光熱費等の節減を図っている。また、収入の確保のため、各げんきプラザのホームページやSNSに活動の様子が分かる写真を掲載したり、施設利用の案内動画を公開したりするなど、げんきプラザの魅力発信を積極的に行い、利用者確保に向けた取組を行っている。

#### 文化資源課長

- 3 川の博物館及びさいたま文学館においても、空調や照明等の管理による節電や、来館者への節電の呼び掛けなどにより経費の削減に努めるとともに、年度当初には予定をしていなかったイベントや体験教室を新たに開催するなどして、利用者増に向けた取組を行っている。

#### 内沼委員

- 1 医療的ケア児の支援は今後一層増加すると思われるが、これだけの定数の増員で対応できるのか。
- 2 収入増のため、川の博物館などでは新たな取組を行っているとのことだが、げんきプラザでも新たに取組む事業などを考えているのか。

#### 総務課長

- 1 教育局では各課等の定数を検討する際に、全所属長から各課の現状や課題等を確認している。また、教育局として、重点的な取組を踏まえ、総合的に定数を考えている。さらに、業務については常に見直しを図り、効果的・効率的に遂行できるよう定数を考えている。

#### 生涯学習推課長

- 2 げんきプラザでの来年度の事業については、現在、指定管理者と検討しているところ

である。コロナ禍で中止していた事業の再開や新たな事業の開催など、開催する事業については毎年度見直しを図っており、今後、前向きに検討する。

#### 新井委員

- 1 第35号議案について、標準定数の変更のためとのことだが、加配定数には影響があるのか。
- 2 小学校を全て35人学級にしていく段階の途中だと思うが、この定数変更によりどの段階になるのか。

#### 小中学校人事課長

- 1 加配定数から差し引かれて35人学級に振り分けるので、影響はある。
- 2 令和2年度からさいたま市を除く小学校2年生で35人学級を推進してきているが、来年度は、全国的に小学校4年生までが35人学級となり、令和7年度までに小学校6年生まで順次35人学級に転換していく。埼玉県は選択制で実施しているため、現時点での来年度の見込みは、全学級数に対する割合で17%程度になる。

#### 新井委員

17%というのは、エリアで偏っているのか、点在しているのか。南北で分かれているのか。

#### 小中学校人事課長

エリアでの正確なデータは現時点ではないが、県内小学校の学級数や学級規模を考えると、南部は大きい学校が多いので、その割合が多いと考えている。詳しいデータは今後、正確に把握していく。

#### 蒲生委員

第35号議案について、特別支援学校の児童生徒数が増加したことにより、教職員199人増との説明があった。現場からは特に最近、養護教諭について、増加する児童生徒への対応や新型コロナウイルス感染症への対応で、業務が増加していると聞いている。今回、特別支援学校の養護教諭は何人増えるのか、また、特別支援学校における養護教諭の各学校への配置基準はどのようになっているのか。

#### 県立学校人事課長

特別支援学校の養護教諭については、令和5年度に開校する岩槻はるかぜ特別支援学校及び高校内分校3校に配置するため、計5名の増員を予定している。また、特別支援学校の養護教諭の配置基準については、標準法を踏まえ、原則として児童生徒が61名以上在籍する学校については2名、61名に満たない学校には1名配置としている。

#### 蒲生委員

61名以上の学校には2名配置とのことだが、61名以上というのは、例えば、80名の場合も300名の場合もある。300名の特別支援学校に養護教諭が2名の場合、大変な苦勞をされると思う。児童生徒数の多い特別支援学校について、養護教諭を更に配置する必要があると考えるがどうか。

#### 県立学校人事課長

特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にあること、また、新型コロナウイルス感染症の対応もあり、養護教諭の業務が増加していることは認識している。そのため、国に対し、特別支援学校の養護教諭の定数改善について要望している。今後も、各特別支援学校の状況を把握しながら、引き続き、国に対する要望を行っていく。

## 秋山委員

- 1 第34号議案について、事務局定数が3名増員で、そのうち医療的ケア児の支援のため1名増員とのことだが、そのほかの増減内容は何か。
- 2 医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進について、担当する職員を1名置くとしているが、1名でこの事業を新年度に開始することができるのか。
- 3 第35号議案について、小・中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの増減内容と要因は何か。文部科学省が、小・中学校などで5月から7月に産育休に入る教員について、4月当初から臨時的任用教員を加配できるよう改善しているのので、その内容も含めて伺う。
- 4 未配置・未補充をなくすことが喫緊の課題であるが、現状はどうなっているのか。また、この条例改正で年間を通じて未配置・未補充を生まない定数になっているのか。令和5年度当初に全て配置できるようになっているのか。
- 5 第54号議案について、補正予算の減額要因で最も大きいのは、約54億円の給与費の減額である。教職員の給与費が年度途中で不足する事態を避けるようにすることは理解できるが、どのように見込んで予算計上しているのか。もっと適正に計上できれば、この金額は他の政策に充てることができるとも考えられるがどうか。
- 6 県立学校大規模改修事業費について、約13億円の減額の主な理由は何か。

## 総務課長

- 1 3人増の内訳は、6人の増員と3人の減員である。増員の主な要因であるが、1点目は県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援を推進するため1人増である。2点目は、県立学校等の大規模改修工事件数増加のため2人増である。3点目は、職員のサービス管理等を行う総務事務システムの設計・開発を行うため1人増である。また、減員の主な要因は、岩槻はるかぜ特別支援学校の工事が終了したことから2人減となっている。
- 2 医療的ケア児や家族への支援については、迅速に実施していく。この事務の担当は、現在、学校で既に行われている医療的ケアも担当している。また、この担当職員には、特別支援学校の教員経験者で経験と知識が豊富な職員を配置している。組織としても職員としても、医療的ケアそのものに対して、また、それに関わる様々な課題についての理解・経験は十分にある。さらに、新しい事業を進めるに当たり発生する多くの課題や事務については、上席の職員も含めて、しっかり対応していく。

## 小中学校人事課長

- 3 小学校においては、35人学級の推進による学級数増及び教科担任制を進めていくことに伴う定数改善等によって、348人増加する。また、国が制度改正した産育休前加配に伴う増員が99人である。この中から、児童数の減少に伴う、教員の減員56人を差し引き、全部で391人の増となっている。中学校においても、国の定数改善及び産育休前加配に伴う増員が60人で、生徒数変動に伴う減の5人を差し引き、55人の増となっている。
- 4 令和5年1月1日時点で、小学校の未配置は0、未補充が131、中学校は未配置が2、未補充が41である。いずれも校内で調整し、未履修等がないように努めている。今回の定数改正は、基本的には児童生徒数の変動に伴って行われるものであり、未配置・未補充のための改正ではない。ただし、産育休前に代替教員が定数として配置されるようになったことから、年度当初の未補充の解消にはつながると受け止めている。また、令和5年度当初の未配置・未補充の状況については、現在、欠員補充や産育休等代替教員の配置作業を行っているところなので、未配置・未補充が生じないよう努める。

## 県立学校人事課長

- 3 高等学校については、生徒数の減少により生徒定員が880人、22学級減少したため、教職員定数を58名減としている。特別支援学校については、児童生徒数が428人、86学級の増加が見込まれるため、教職員定数を199人増としている。なお、高等学校、特別支援学校ともに産育休前加配を含んだ数となっている。
- 4 県立学校における1月1日時点の状況は、高等学校は未配置3、未補充5で、特別支援学校は未配置10、未補充26となっている。現在、欠員補充や産休育休等代替教員の配置作業を行っているところであり、来年度当初に未配置・未補充が生じることのないよう努める。

## 財務課長

- 5 給与費については、2月定例会で当初予算を提案するために、前年の12月時点で見込んだ教職員数等を基に予算を積算している。しかし、実際に4月になると、例えば、私立学校に進学する児童生徒が見込みより多かったり、特別支援学校や特別支援学級に進学すると見込んでいた児童生徒が、通常学級へ進学したりすることにより、教職員数の見込み数に差が生じる。給与費は母数大きいこともあり、54億円程度の減額となっているが、当初予算と比較して1.56%程度であり、やむを得ない額である。しかし、コロナ禍前は1%を切っていたことや、給与費の減額が少なければ、その分を当初予算において他の事業の財源とすることができるので、できる限り精緻に見込むよう努力する。
- 6 耐震補強工事について、工事費の積算の精査をしたことによる減や、施工内容の見直しとして、例えば、大規模改修工事に当たりアスベストの除去工事を当初の見込みよりも低廉な施工方法で行ったこと、そのほか入札による差金等で約13億円の減額となっている。

## 秋山委員

- 1 医療的ケア児に対する支援は、本年4月から実施可能なのか。
- 2 教員の定数改正について、結果的には定数を確保できないと思う。総数を確保する方策を立てる必要があるが、教育長はどのように考えるのか。
- 3 国家公務員に準じて人事委員会勧告で給与費が上がる場合があるが、当初予算において、この人事委員会勧告の影響をどのように見込んでいたのか。

## 特別支援教育課長

- 1 本年4月からの開始を目指しており、現在、要綱の作成など事業全体のスキームづくりに取り組んでいる。保護者は、これまで福祉タクシーで登校していた実績のある方から、今回制度ができたので利用してみようという方まで、幅がある状況である。これから整備しなければならない部分も多いが、少なくとも今まで利用されていた保護者の方が、制度が整備されたにもかかわらず、4月1日からその制度が利用できないということがないように取り組んでいく。

## 教育長

- 2 年度当初に当たり、子供たちの教育がスムーズに始まるように、全力を挙げて定数の確保に努める。

## 財務課長

- 3 当初予算では見込んでいない。人事委員会勧告により増額となる場合は、既定予算の中で執行可能であれば既定予算で対応する。執行が可能でなければ、増額の補正予算を提案することになる。

### 秋山委員

医療的ケア児の登校に対する支援について、保護者の自己負担なしで実施すると考えてよいのか。

### 特別支援教育課長

保護者のニーズのほか、訪問看護ステーションやタクシー事業所等の地域の資源を検討しながら考えていく必要がある。基本的には、予算の範囲内で希望が叶えられるような運用を進めていく。

### 秋山委員

保護者負担はなしということでよいのか。

### 特別支援教育課長

保護者負担がないような形で、予算の範囲内で収まるように運用をしていく。

### 鈴木委員

第63号議案について、1億1,326万円の減額となっているが、何が原因なのか。当初の貸与見込みの人数より少ないためなのか。

### 財務課長

貸与枠5,700人で見込んでいたが、本年3月末までの貸与見込みが約2,800人であり、当初の見込みの人数より少ないという理由もある。減額の理由として大きいのは、貸与者に無利子で貸すために利子相当分を県が負担しているが、金融機関に支払う事務手数料について、見込んでいた金利の上昇がなかったことにより、3,500万円程度の減額となっている。また、県が負担している損失補償も、見込みより少なかったため4,300万円程度の減額となっており、その他の理由も含めて1億1千万円程度の減額となっている。

### 鈴木委員

貸与枠について、当初の見込みと大きな差があるのはなぜか。また、奨学金の利用について、将来返済しなければならないため、奨学金を借りない方がよいという状況になっているのか。

### 財務課長

ここ数年、貸与者の数は徐々に減少してきている。その理由としては、高校生自体の数が少なくなっていることが大きい。もう一つは、貸与者の割合を見ると私立の学生が6割と多いが、私立学校の保護者負担軽減の制度が充実してきていることも考えられる。

### 鈴木委員

貸与枠が当初の見込みの半分程度であることについて、返済をしなければいけないため、借りることにに対してちゅうちょしている面もあると考えるがどうか。

### 財務課長

例えば、在学中や求職中、病気などの理由で返済が困難な場合には、返済を猶予しているので、返済が心配で借りることをちゅうちょしている学生は少ないと考えている。ただ、5,700人という貸与枠はここ数年変更していないので、実績を見ると、貸与枠を維持する必要があるのかどうか、検討する必要がある。

---

**【付託議案に対する討論】**

なし

---

**【請願に係る意見（議請第4号関係）】****須賀委員**

議請第4号について、採択を求める立場から発言する。

コロナ禍の約3年間、学校等では、給食中の会話を控える、いわゆる黙食の対応がとられてきたが、昨年11月29日には、文部科学省が「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」との通知を出したところである。学校給食法及び食育基本法は、子供たちの心身の健全な成長を図るために食育を推進することを目的としており、国及び地方公共団体の任務、責務を定めている。学校給食を通じた食育は、児童生徒にとって、栄養の摂取だけではなく、周囲と会話しながら食事をするにより、社会性や協調性が養われるなど、心身の健全な成長につながるものであると考える。そのため、県内の学校等において、感染状況を踏まえつつ、学校給食を通じた食育が推進されるよう、市町村教育委員会等へより一層の周知を図るべきである。

以上の理由より、本請願については、採択とすることが適当であると考えます。

---

**【請願に係る意見（議請第5号関係）】****須賀委員**

議請第5号について、採択を求める立場から発言する。

まず、「換気システムの導入及び換気方法の段階的な見直し」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、効果的な換気の徹底が重要であることから、学校等において、サーキュレータやHEPAフィルタ付空気清浄機等の換気対策機器の整備を引き続き進めていく必要があると考える。

次に、「『本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう』という一文をガイドラインに明記し、周知することについて」である。国は、3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとしており、学校や教職員は、児童生徒本人の意に反して、マスクの着脱を無理強いすることがないようにしなければならない。また、基礎疾患等の事情により着用を希望する児童生徒や、障害特性等により着用が困難な児童生徒など、様々な児童生徒等がいることを踏まえ、心情等に適切に配慮する必要がある。さらに、マスクの着脱を原因とした人権侵害や差別、いじめが生じることのないよう、適切に対応することも重要である。これらの点について、学校現場等において周知徹底されるよう、県は、市町村教育委員会や学校、保護者等に対してより一層の周知を図る必要があると考える。

以上の理由から、本請願については、採択とすることが適当であると考えます。